市第 127 号議案

横浜市手数料条例等の一部改正

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。 令和5年2月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例 (番号)

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例 (横浜市手数料条例の一部改正)

第1条 横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第149号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号から第150号までにおいて「宅地造成等規制法一部改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法一部改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号及び第150号において「旧宅地造成等規制法」という。」に改め、同条第149号の2及び第150号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法」に改める。

(横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成28年12 月横浜市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号) 第8条」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年

法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に改める。

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第3条 横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)の 一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。」に、「同法第13条第2項」を「旧宅地造成等規制法第13条第2項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)」に、「同法第2条第5号」を「旧宅地造成等規制法第2条第5号」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜 市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「)及び」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。第17条第3項において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の」を、「昭和36年法律第191号」の次に「。同項において「旧宅地造成等規制法」という。」を加える。

第17条第3項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に改める。

(横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の一部改正) 第5条 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例(平成26年 2月横浜市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「造成宅地(」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。)による改正前の」を加え、「「法」を「「旧法」に、「(法」を「(旧法」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。 以下「法」という。)第10条第1項に規定する宅地造成等工 事規制区域、法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域 及び法第45条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に 関すること。

第2条第2号中「法」を「旧法」に改め、「工事」の次に「並びに法第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第31条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」を加え、同条第3号中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、同条第4号中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、「並びに」の次に「一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」に改め、「並びに」の次に「一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法」を加え、同条第5号中「(法」を「(旧法」

に改める。

(横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2 月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第3号を次のように改める。

(3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可の申請又は旧宅地造成等規制法第11条(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による協議(成立している場合に限る。)

附則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

提案理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市手数料条例等の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市手数料条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(手数料)

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定め る額とする。

(第1号から第148号まで省略)

宅地造成等規制法の一部を宅地造成等規制法(昭和36 改正する法律(令和4年法律第 年法律第 191 号 55 号。以下この号から第 150 号 までにおいて「宅地造成等規制 法一部改正法」という。) 附則 第2条第1項の規定によりなお 従前の例によることとされる宅 地造成等規制法一部改正法によ る改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号及 び第 150 号において「旧宅地造 成等規制法」という。)第8条 第1項の規定に基づく宅地造成 に関する工事の許可申請手数料 (アからコまで省略)

(149)の 2宅地造成等規制法一部
宅地造成等規制法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によること

とされる旧宅地造成等規制法 第 12条第1項の規定に基づく宅地 造成に関する工事の計画の変更 許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき 、次に掲げる額を合計した 額。ただし、その額が 420, 000 円を超えるときは、そ の手数料の額は、 420,000 円 とする。

(ア及びイ省略)

(150) 旧住宅地造成事業に関する 法律(昭和39年法律第160号)第21条の規定による変更認可申 請手数料

より算定した額を加える。 また、住宅地造成事業の認 可申請が旧住宅地造成事業 に関する法律第5条第2項 第2号に規定する空地に関 する部分とその他の部分と に区分されたときは、後の 申請の際に納めなければな らない手数料の額は、前後 の申請を1件とみなして、 ア(ア)から(ク)までの額から前 の申請の際に納めた手数料 の額を控除した額とする。 この号の規定により算出し た手数料の額が100,000円を 超える場合は、その手数料 の額は、100,000円とする。

(アからウまで及び第 151 号から第 184 号まで省略)

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(適用除外)

第22条 この条例の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適 用しない。

(第1号省略)

| 空地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191 号)第8条 号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。) による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191 号)第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) に規定する許可を受けて宅地造成に関する工事(後退用地等を整備するために行う工事を除く。)を行う場合(第3号及び第4号省略)

横浜市建築基準条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(災害危険区域)

第3条の2 (第1項省略)

2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地(急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。)が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(第1号及び第2号省略)

② <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55</u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。)第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事(<u>旧宅地造成等規</u>同法第13条第2

制法第13条第2項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第項 1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により造成主(旧宅地造成等規制法第2条第5号に同法第2条第5号 規定する造成主をいう。)が検査済証の交付を受けたものに限る。)により整備されている急傾斜地

(第4号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略)

横浜市開発事業の調整等に関する条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、 法、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び宅地造成等規制法 の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。第17条第3項にお いて「宅地造成等規制法一部改正法」という。)による改正前の 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。同項において「旧宅 地造成等規制法」という。)並びにこれらの法律に基づく命令の 例による。

(第1号から第9号まで省略)

(開発事業の計画の同意)

第17条 (第1項及び第2項省略)

3 第1項の場合において、開発事業者は、当該開発事業の実施に必要な法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、法第34条の2第1項若しくは第43条第3項の協議の申出、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知、同法第42条第1項第5号の規

定による道路の位置の指定の申請又は<u>宅地造成等規制法一部改正</u>宅地造成等規制法 法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされ る旧宅地造成等規制法 第1項の同意を得るように努めなければならない。

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(設置)

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。
 - (1) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以</u>法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域及び法第20下「法」という。)第10条第1項に規定する宅地造成等工事規条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。制区域、法第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域及び法第45条第1項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。

- (2) <u>旧法</u>第9条第1項に規定する宅地造成に関する工事<u>並びに法法</u>第13条第1項に規定する宅地造成等に関する工事及び法第31条 第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準に関すること。
- (3) <u>一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によ法</u>法 ることとされる旧法第16条第2項の規定による勧告に関すること。
- (4) 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によ法ととされる旧法第17条第1項及び第2項並びに一部改正法 附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第22条第1項及び第2項の規定による命令に関すること。
- (5) 宅地造成 (旧法 第 2 条 第 2 号に規定する宅地造成をいう。) に伴う災害を防止するための工事の方法に関すること。 (第 6 号から第 8 号まで省略)

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(抜粋)

 $\begin{pmatrix} \underline{L} & \underline{B} & \underline{C} & \underline{E} & \underline{E} \\ \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} & \underline{C} \end{pmatrix}$

(適用除外)

第14条 協議地区を定める日(協議地区を変更する場合において、 当該都市景観形成行為に係る内容を変更するときは、当該変更の 日)前において、当該都市景観形成行為に係る次に掲げる手続そ の他の行為を行っている場合については、この章の規定は、適用 しない。

(第1号及び第2号省略)

② <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55</u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の号。以下この号において「宅地造成等規制法一部改正法」とい許可の申請又は同法第11条の規定による協議(成立している場う。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191合に限る。)号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可の申請又は旧宅地造成等規制法第11条(宅地造成等規制法一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定によりなお従前の例によるととされる場合を含む。)の規定によりなお従前の例による場合に限る。)の規定による協議(成立している場合に限る。)

(第4号及び第5号省略)